

新旧対照表

別紙6 「障害児入所施設における小規模グループケア加算費について」 (平成24年8月20日障発0820第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

(変更点は下線部)

新	旧
<p>障発0820第9号 平成24年8月20日 一部改正 <u>障発0414第1号</u> <u>平成27年4月14日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害児入所施設における小規模グループケア加算費について</p> <p>福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。以下同じ。)において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを行うため、別紙のとおり障害児入所施設における小規模なグループによるケア実施要綱を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施について図られたい。</p>	<p>障発0820第9号 平成24年8月20日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害児入所施設における小規模グループケア加算費について</p> <p>福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。以下同じ。)において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを行うため、別紙のとおり障害児入所施設における小規模なグループによるケア実施要綱を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施について図られたい。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>障害児入所施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1 目的 障害児入所施設において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じ、きめ細やかな支援を推進することを目的とする。</p> <p>2 対象施設 障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。</p> <p>3 対象となる児童 小規模なグループによるケアが必要な障害児とする。</p> <p>4 人数 小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人とする。ただし、5の要件を満たし、この通知の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにおいては、入所定員を10人とするができるものとする。</p> <p>5 設備等 (1) 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、障害によっては特殊浴等が必要な場合もあることから、浴室については必要に応じて本体施設での代用も可能とする。 (2) 加算の対象となる障害児の居室は、障害児1人当たりの床面積を4.95㎡以上とすること。</p> <p>6 職員 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)。</p>	<p>(別紙)</p> <p>障害児入所施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1 目的 障害児入所施設において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じ、きめ細やかな支援を推進することを目的とする。</p> <p>2 対象施設 障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。</p> <p>3 対象となる児童 小規模なグループによるケアが必要な障害児とする。</p> <p>4 人数 小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人とする。ただし、5の要件を満たし、この通知の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにおいては、入所定員を10人とすることができるものとする。</p> <p>5 設備等 (1) 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、障害によっては特殊浴等が必要な場合もあることから、浴室については必要に応じて本体施設での代用も可能とする。 (2) 加算の対象となる障害児の居室は、障害児1人当たりの床面積を4.95㎡以上とすること。</p> <p>6 職員 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)。</p>

新	旧
<p>以下「設備運営基準」という。)第49条又は第58条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1名以上配置すること。</p> <p>なお、小規模グループケアを担当する職員については、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、小規模グループケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を配置した場合についても加算の対象としても差し支えない。</p> <p>7 運営に当たっての留意事項</p> <p>(1) 保健衛生及び安全について配慮し、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。</p> <p>(2) 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画(設備運営基準第52条又は第61条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。</p> <p>8 経費</p> <p>小規模グループケアの運営に要する経費については、<u>平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」</u>によるものとする。</p> <p>9 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して別紙様式により申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。</p> <p>(1) 当該施設において設備運営基準が遵守されており、かつ、施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる理由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。</p>	<p>以下「設備運営基準」という。)第49条又は第58条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1名以上配置すること。</p> <p>なお、小規模グループケアを担当する職員については、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、小規模グループケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を配置した場合についても加算の対象としても差し支えない。</p> <p>7 運営に当たっての留意事項</p> <p>(1) 保健衛生及び安全について配慮し、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。</p> <p>(2) 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画(設備運営基準第52条又は第61条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。</p> <p>8 経費</p> <p>小規模グループケアの運営に要する経費については、<u>平成19年2月23日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」</u>によるものとする。</p> <p>9 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して別紙様式により申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。</p> <p>(1) 当該施設において設備運営基準が遵守されており、かつ、施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる理由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。</p>